

医科点数等 Q & A

(在宅医療)

Q 1 訪問看護を予定していた日の午前中に同じ医療機関の医師が往診を行った場合、その後に行った訪問看護について在宅患者訪問看護・指導料等は算定可能か。

A 1 算定できません。医療保険において同一日に往診料と在宅患者訪問看護・指導料等は原則併せて算定できないとされているため、往診料のみの算定となります。

Q 2 4人の同一建物居住者に対して同一医療機関に勤務する看護師2人が患者2人ずつ訪問看護を実施した場合、患者4人に対してそれぞれ「同一日に2人」の点数を算定してもよいのか。

A 2 この場合は、4人全員に対して「同一日に3人以上」の点数を算定します。

Q 3 同一の建物において、「同一患家」の複数の患者に対し同じ日に訪問看護を行った場合は、「同一建物居住者」となるのか。

A 3 その通りです。訪問看護の場合は「同一患家」にはならず「同一建物居住者」となります。